令和 8年 10月 13日

報 道 発 表

浜松市都市整備部
土地政策課　開発調整グループ
℡ 053-457-2643

浜松市

市街化調整区域における開発許可制度の見直しに伴うパブリック・コメント制度意見募集の実施について

「浜松市都市計画マスタープラン」に示す将来都市構造の実現に向けた、都市全体の土地利用計画制度の運用方針として「浜松市土地利用方針」を策定しました。

この度、「浜松市土地利用方針」に基づいて、開発許可制度の見直しを行うため、平成１５年４月から施行されている「パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、「市街化調整区域における開発許可制度の見直し（案）」についての意見募集を実施します。

パブリック・コメントの概要は、以下のとおりです。

【パブリック・コメントの概要】

１　対象案件

市街化調整区域における開発許可制度の見直し（案）

※詳細は別紙のとおり

２　案の公表および意見募集期間

令和　8年　10月　15日（木）から令和　8年　11月　16日（月）まで

３　案の公表先

案については、土地政策課（市役所本館６階）、北部都市整備事務所（浜名区役所３階）区役所区振興課、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、市政情報室（市役所北館２階）、市民協働センター（中央区中央一丁目）、中央図書館（行政資料コーナー）、パブコメ PR コーナー（市役所本館１階ロビー）にて配布。

また、浜松市公式ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）に掲載。

４　意見の提出方法

意見（住所、氏名または団体名、電話番号、Ｅメールアドレスを記載）を直接持参または郵便、ファクス、Ｅメールで土地政策課へ提出。

また、ホームページ上の「意見入力フォーム」から直接意見を提出。

５　意見の処理方法

提出された意見に対して、後日、市の考え方を公表します。

（公表先は案の公表先と同じ）

６　その他

広報はままつ（10月号）に情報を掲載。

SDGs未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」